

消費者安全の確保に関する基本的な方針（案）に対する意見

全国消費者行政ウォッチねっと

消費者安全の確保に関する基本的な方針（案）に対する意見は以下のとおりです。

第1 1ページ4行目～15行目

行政への不信感を生じさせた要因は、情報の伝達や「すき間事案」の問題だけではありません。

エレベーター事故のように、死亡事故が発生しているにも拘わらず、その事故原因が究明されない結果、有効な再発防止策がとられないことや、原因究明を求める遺族をたらい回しにするなど遺族感情を無視し続けてきた行政側の対応が、大きな行政不信を招いているのです。行政はこのような過去を謙虚に受け止め、2度と同じ過ちを繰り返さないとの反省のもと、消費者から信頼される、独立で公正な事故原因究明機関の創設に全力を尽くすと共に、被害者・消費者の視点に立った行政への転換を目指す必要があります。

したがって、消費者安全の確保の意義に関する事項の中でも、こうした過去の行政の過ちをしっかりと確認するとともに、独立で公正な事故原因究明機関の創設が、情報の伝達や「すき間事案」の問題と並ぶ消費者安全確保の根幹をなす重要事項であることを明記するべきです。

第2 2ページ4行目～5行目

「事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ」消費者被害の未然防止等の措置を講じる旨の記載がありますが、消費者の利益にかなうことは事業者の成長や産業の発展にもつながるものである、との意識が前提にあるのであれば、あえてこのような配慮について記載することは不要です。このような記載の仕方では、あたかも事業者の事業活動と消費者利益の保護が対立するものであるかの誤解を与えかねませんので、「事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ」との記載は削除して下さい。

以上